



※ 処理 事項	審査	交付		証の番号
	年 月 日 まで有効			

第十六号の十六の様式

(附則第四条の八関係)

令和 年 月 日		<h1>免税軽油使用者証交付申請書</h1>				
(宛先) 滋賀県 県税事務所長						
事務所又は事業所所在地		[電話] 局 () -				
業 種 名						
フリガナ						
氏名又は名称						
この申請に回答する係及び氏名並びに電話番号		[電話] 局 () -				
機械・車輛又は設備の明細	所在地					
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.
	所 有 者 の 氏名又は名称					
	型 式					
	軸 馬 力					
	燃 焼 方 式					
	台 数	台	台	台	台	台
	用 途					
年 間 見 込 所 要 数 量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計	リットル					

誓 約 書

私（私共）は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(宛先) 滋賀県 県税事務所長

令和 年 月 日

氏名又は名称 _____

※ 免税証交付状況等			
交付年月日	計算期間	交付数量	備考
・	・	から	
・	・	まで	
・	・	から	
・	・	まで	
・	・	から	
・	・	まで	
・	・	から	
・	・	まで	
・	・	から	
・	・	まで	
・	・	から	
・	・	まで	
・	・	から	
・	・	まで	

記 載 要 領

1. この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする県税事務所に一通提出すること。
2. 「※処理事項」及び「※免税証交付状況等」（裏面）欄は、申請者において記載することを要しないこと。
3. この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
4. 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
5. 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
6. 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。

(参考) 地方税法施行令第43条の15第15項

- 第1号 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより地方税法第144条の21第4項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 第2号 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 第3号 免税軽油使用者が国税もしくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）もしくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日またはその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- 第4号 免税軽油使用者が法人であって、その役員のうちに1から3までのいずれかに該当する者があるとき。